

頁	修正後	頁	現 行	備 考
1章 第2 245頁	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第4編 災害応急対策計画（震災対策編）</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 円滑な災害応急活動の実施 （略）</p> <p>■災害応急対策の主な流れ</p>	1章 第2 245頁	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第4編 災害応急対策計画（震災対策編）</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 円滑な災害応急活動の実施 （略）</p> <p>■災害応急対策の主な流れ</p>	

頁	修正後					頁	現 行					備考
1章 第2 245頁	時間 経過	震度等の状 況	市	自治会 自主防災会、 事業者	市民、従業員	1章 第2 245頁	時間 経過	震度等の状 況	市	自治会 自主防災会、 事業者	市民、従業員	
	初動対策 (発災直後)	○ 震度4 の地震が 発生した とき。 (自動配 備) ※小規模被 害発生	■第1号配備 態勢・災害 警戒本部設 置 (略)	■自治会、自 主防災 会警戒態勢 ○避難所・避 難経路の確 認 ○地域内の危 険箇所の監 視 ○地域内の <u>要 援護者(要 配慮者)</u> へ の声かけ	○避難所・避難 経路の確認 ○近所の危険箇 所の監視 ○近所の <u>要援護 者(要配慮者)</u> への声かけ		初動対策 (発災直後)	○ 震度4 の地震が 発生した とき。 (自動配 備) ※小規模被 害発生	■第1号配備 態勢・災害 警戒本部設 置 (略)	■自治会、自 主防災 会警戒態勢 ○避難所・避 難経路の確 認 ○地域内の危 険箇所の監 視 ○地域内の <u>要 援護者</u> への 声かけ	○避難所・避難 経路の確認 ○近所の危険箇 所の監視 ○近所の <u>要援護 者</u> への声かけ	
		○震度5弱 又は5強 の地震が 発生した とき。 (自動配 備) ※中規模被 害発生	■第2号配備 態勢・災害 対策本部設 置 ○高齢者等避 難対応 ○ <u>災害時要援 護者(避難 行動要支援 者)</u> 支援 (略)	■自治会、自 主防災会災 害対策本部 設置 (略) ○地域内の <u>災 害時要援護 者(避難行 動要支援 者)</u> の避難 誘導	○家族、近所の <u>災害時要援護 者(避難行動 要支援者)</u> の 避難誘導			○震度5弱 又は5強 の地震が 発生した とき。 (自動配 備) ※中規模被 害発生	■第2号配備 態勢・災害 対策本部設 置 ○高齢者等避 難対応 ○ <u>災害時要援 護者</u> 支援 (略)	■自治会、自 主防災会災 害対策本部 設置 (略) ○地域内の <u>災 害時要援護 者</u> の避難誘 導	○家族、近所の <u>災害時要援護 者</u> の避難誘導	

頁	修正後	頁	現 行	備考																								
<p>2章 1節 第1 2 247頁</p> <p>2章 1節 第1 249頁</p>	<p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第1 災害警戒本部 1 (略) 2 災害警戒本部の組織 (1)～(3) (略) (4) 本部員は技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長_____、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、<u>教育管理部長</u>、<u>教育創造部長</u>、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長（代）は参与として加わる。 (5)～(7) (略) 3～5 (略) 6 災害警戒本部の廃止 (略)</p> <p>■災害警戒本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="208 884 1070 1310"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">災害警戒本部会議</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長、教育長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長_____、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、<u>教育管理部長</u>、<u>教育創造部長</u>、議会事務局長、消防団長</td></tr> <tr><td>参与</td><td>北はりま消防本部消防長（代）</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>くらし安心部</td></tr> </table>	災害警戒本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長_____、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、 <u>教育管理部長</u> 、 <u>教育創造部長</u> 、議会事務局長、消防団長	参与	北はりま消防本部消防長（代）	事務局	くらし安心部	<p>2章 1節 第1 2 247頁</p> <p>2章 1節 第1 249頁</p>	<p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第1 災害警戒本部 1 (略) 2 災害警戒本部の組織 (1)～(3) (略) (4) 本部員は技監_____、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、<u>教育部長</u>、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長（代）は参与として加わる。 (5)～(7) (略) 3～5 (略) 6 災害警戒本部の廃止 (略)</p> <p>■災害警戒本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="1234 922 2096 1356"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">災害警戒本部会議</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長、教育長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>技監_____、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、<u>教育部長</u>、議会事務局長、消防団長</td></tr> <tr><td>参与</td><td>北はりま消防本部消防長（代）</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>くらし安心部</td></tr> </table>	災害警戒本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監_____、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、 <u>教育部長</u> 、議会事務局長、消防団長	参与	北はりま消防本部消防長（代）	事務局	くらし安心部	
災害警戒本部会議																												
本部長	市長																											
副本部長	副市長、教育長																											
本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長_____、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、 <u>教育管理部長</u> 、 <u>教育創造部長</u> 、議会事務局長、消防団長																											
参与	北はりま消防本部消防長（代）																											
事務局	くらし安心部																											
災害警戒本部会議																												
本部長	市長																											
副本部長	副市長、教育長																											
本部員	技監_____、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、 <u>教育部長</u> 、議会事務局長、消防団長																											
参与	北はりま消防本部消防長（代）																											
事務局	くらし安心部																											

頁	修正後	頁	現行	備考
2章 1節 第1 249頁		2章 1節 第1 249頁		

第4編 災害応急対策計画（震災対策編）

頁	修正後		頁	現 行		備考
2章 1節 第1 250頁	部名等 市長公室	事務分掌 1 報道機関との連絡及び市民への広報 2 防災行政無線、防災ネットによる情報の配信 3 ホームページによる広報	2章 1節 第1 250頁	部名等 (新設)	事務分掌	
	都市経営部	1 緊急資材、用品等の調達 2 公用車の確保 3 庁舎の保全		都市経営部	1 緊急資材、用品等の調達 2 公用車の確保 3 庁舎の保全	
	総務部	(削除) 1 職員の動員・配置 2 ボランティアの受入窓口と連絡調整 (削除) (削除)		総務部	1 報道機関との連絡及び市民への広報 2 職員の動員・配置 3 ボランティアの受入窓口と連絡調整 4 防災行政無線、防災ネットによる情報の配信 5 ホームページによる広報	
	福祉部	1 要援護者(要配慮者)の支援 2 福祉避難所の開設調整 3 民生委員・児童委員への連絡		福祉部	1 要配慮者の支援 2 福祉避難所の開設調整 3 民生委員・児童委員への連絡	

頁	修正後	頁	備考												
<p>2章 1節 第2 2 251頁</p> <p>2章 1節 第3 253頁</p>	<p>第2 災害対策本部 1 (略) 2 災害対策本部の組織 (1)～(3) (4) 本部員は技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長、<u>総務部長</u>、福祉部長、くらし安心部長、<u>産業活力再生部長</u>、建設水道部長、病院事務局長、<u>教育管理部長</u>、<u>教育創造部長</u>、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p> <p>第3 現地本部 (略) 1～4 (略) 5 廃止基準 (略)</p> <p>■災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="197 879 1084 1315"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策本部会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長、<u>総務部長</u>、福祉部長、くらし安心部長、<u>産業活力再生部長</u>、建設水道部長、病院事務局長、<u>教育管理部長</u>、<u>教育創造部長</u>、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td>北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長、 <u>総務部長</u> 、福祉部長、くらし安心部長、 <u>産業活力再生部長</u> 、建設水道部長、病院事務局長、 <u>教育管理部長</u> 、 <u>教育創造部長</u> 、議会事務局長、消防団長	参与	北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長	事務局	くらし安心部	<p>2章 1節 第2 2 251頁</p> <p>2章 1節 第3 253頁</p>	
災害対策本部会議															
本部長	市長														
副本部長	副市長、教育長														
本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長、 <u>総務部長</u> 、福祉部長、くらし安心部長、 <u>産業活力再生部長</u> 、建設水道部長、病院事務局長、 <u>教育管理部長</u> 、 <u>教育創造部長</u> 、議会事務局長、消防団長														
参与	北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長														
事務局	くらし安心部														
		<p>第2 災害対策本部 1 (略) 2 災害対策本部の組織 (1)～(3) (4) 本部員は技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、<u>教育部長</u>、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p> <p>第3 現地本部 (略) 1～4 (略) 5 廃止基準 (略)</p> <p>■災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="1223 879 2110 1315"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策本部会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、<u>教育部長</u>、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td>北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、 <u>教育部長</u> 、議会事務局長、消防団長	参与	北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長	事務局	くらし安心部	
災害対策本部会議															
本部長	市長														
副本部長	副市長、教育長														
本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、 <u>教育部長</u> 、議会事務局長、消防団長														
参与	北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長														
事務局	くらし安心部														

頁	修正後	頁	備考
2章 1節 第3 253頁			
2章 1節 第3 254頁	<p>■災害対策本部の事務分掌 ○事務分掌 【事務分掌は別紙に記載】</p>	2章 1節 第3 254頁	<p>■災害対策本部の事務分掌 ○事務分掌 【事務分掌は別紙に記載】</p>

頁	修正後	頁	現 行	備考																																				
2章 2節 第2 1 263頁	<p>第2節 配備、動員 第1 (略) 第2 動員 1 伝達体制 (略) (1) 勤務 時間内 ① 防災安全課長は、各部長に連絡するとともに、全職員へは庁内放送、<u>グループウェア</u>、にしわき防災ネット（第1号配備態勢以上）により連絡する。</p>	2章 2節 第2 1 263頁	<p>第2節 配備、動員 第1 (略) 第2 動員 1 伝達体制 (略) (1) 勤務 時間内 ① 防災安全課長は、各部長に連絡するとともに、全職員へは庁内放送、<u>C E S S</u>、にしわき防災ネット（第1号配備態勢以上）により連絡する。</p>																																					
2章 3節 第1 1 266頁	<p>第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1 通信の確保 1 通信機能の確保 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な手段</th> <th>主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災行政無線 (屋外拡声子局・戸別受信機)</td> <td>本部 (<u>市長公室</u>) → 市民・避難所等 消防本部 → 市民・避難所等</td> </tr> <tr> <td>にしわき防災ネット</td> <td>本部 (<u>市長公室</u>) → 職員・市民等</td> </tr> <tr> <td>ホームページ</td> <td>本部 (<u>市長公室</u>) → 市民・防災関係機関等</td> </tr> <tr> <td>広報車の巡回</td> <td>本部 (<u>市長公室</u>) ・ 防災関係機関 → 市民等</td> </tr> <tr> <td>同報 F A X</td> <td>本部 (<u>市長公室</u>) → 放送事業者</td> </tr> <tr> <td>庁内放送</td> <td>本部 (本部事務局) → 職員等</td> </tr> <tr> <td><u>グループウェア</u></td> <td>本部 (本部事務局) → 職員等</td> </tr> <tr> <td>放送事業者が行う放送</td> <td>本部 (<u>市長公室</u>) → 放送事業者・県 → 市民等</td> </tr> </tbody> </table>	主な手段	主な通信区間	防災行政無線 (屋外拡声子局・戸別受信機)	本部 (<u>市長公室</u>) → 市民・避難所等 消防本部 → 市民・避難所等	にしわき防災ネット	本部 (<u>市長公室</u>) → 職員・市民等	ホームページ	本部 (<u>市長公室</u>) → 市民・防災関係機関等	広報車の巡回	本部 (<u>市長公室</u>) ・ 防災関係機関 → 市民等	同報 F A X	本部 (<u>市長公室</u>) → 放送事業者	庁内放送	本部 (本部事務局) → 職員等	<u>グループウェア</u>	本部 (本部事務局) → 職員等	放送事業者が行う放送	本部 (<u>市長公室</u>) → 放送事業者・県 → 市民等	2章 3節 第1 1 266頁	<p>第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1 通信の確保 1 通信機能の確保 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な手段</th> <th>主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災行政無線 (屋外拡声子局・戸別受信機)</td> <td>本部 (<u>総務部</u>) → 市民・避難所等 消防本部 → 市民・避難所等</td> </tr> <tr> <td>にしわき防災ネット</td> <td>本部 (<u>総務部</u>) → 職員・市民等</td> </tr> <tr> <td>ホームページ</td> <td>本部 (<u>総務部</u>) → 市民・防災関係機関等</td> </tr> <tr> <td>広報車の巡回</td> <td>本部 (<u>総務部</u>) ・ 防災関係機関 → 市民等</td> </tr> <tr> <td>同報 F A X</td> <td>本部 (<u>総務部</u>) → 放送事業者</td> </tr> <tr> <td>庁内放送</td> <td>本部 (本部事務局) → 職員等</td> </tr> <tr> <td><u>C E S S</u></td> <td>本部 (本部事務局) → 職員等</td> </tr> <tr> <td>放送事業者が行う放送</td> <td>本部 (<u>総務部</u>) → 放送事業者・県 → 市民等</td> </tr> </tbody> </table>	主な手段	主な通信区間	防災行政無線 (屋外拡声子局・戸別受信機)	本部 (<u>総務部</u>) → 市民・避難所等 消防本部 → 市民・避難所等	にしわき防災ネット	本部 (<u>総務部</u>) → 職員・市民等	ホームページ	本部 (<u>総務部</u>) → 市民・防災関係機関等	広報車の巡回	本部 (<u>総務部</u>) ・ 防災関係機関 → 市民等	同報 F A X	本部 (<u>総務部</u>) → 放送事業者	庁内放送	本部 (本部事務局) → 職員等	<u>C E S S</u>	本部 (本部事務局) → 職員等	放送事業者が行う放送	本部 (<u>総務部</u>) → 放送事業者・県 → 市民等	
主な手段	主な通信区間																																							
防災行政無線 (屋外拡声子局・戸別受信機)	本部 (<u>市長公室</u>) → 市民・避難所等 消防本部 → 市民・避難所等																																							
にしわき防災ネット	本部 (<u>市長公室</u>) → 職員・市民等																																							
ホームページ	本部 (<u>市長公室</u>) → 市民・防災関係機関等																																							
広報車の巡回	本部 (<u>市長公室</u>) ・ 防災関係機関 → 市民等																																							
同報 F A X	本部 (<u>市長公室</u>) → 放送事業者																																							
庁内放送	本部 (本部事務局) → 職員等																																							
<u>グループウェア</u>	本部 (本部事務局) → 職員等																																							
放送事業者が行う放送	本部 (<u>市長公室</u>) → 放送事業者・県 → 市民等																																							
主な手段	主な通信区間																																							
防災行政無線 (屋外拡声子局・戸別受信機)	本部 (<u>総務部</u>) → 市民・避難所等 消防本部 → 市民・避難所等																																							
にしわき防災ネット	本部 (<u>総務部</u>) → 職員・市民等																																							
ホームページ	本部 (<u>総務部</u>) → 市民・防災関係機関等																																							
広報車の巡回	本部 (<u>総務部</u>) ・ 防災関係機関 → 市民等																																							
同報 F A X	本部 (<u>総務部</u>) → 放送事業者																																							
庁内放送	本部 (本部事務局) → 職員等																																							
<u>C E S S</u>	本部 (本部事務局) → 職員等																																							
放送事業者が行う放送	本部 (<u>総務部</u>) → 放送事業者・県 → 市民等																																							

第4編 災害応急対策計画（震災対策編）

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>2章 3節 第3 2 269頁</p>	<p>第2 (略) 第3 被害情報の収集・共有 1 (略) 2 情報共有 (1) 職員間の情報共有 市（本部事務局）は、市内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、庁内放送、<u>グループウェア</u>等を活用し、庁内職員の情報共有を図る。</p>	<p>2章 3節 第3 2 269頁</p>	<p>第2 (略) 第3 被害情報の収集・共有 1 (略) 2 情報共有 (1) 職員間の情報共有 市（本部事務局）は、市内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、庁内放送、<u>C E S S</u>等を活用し、庁内職員の情報共有を図る。</p>	
<p>2章 3節 第5 2 275頁</p>	<p>第4 (略) 第5 被害調査 1 (略) 2 被害家屋の調査 (略) (1)～(5) (略) (6) り災証明に関する広報 市（<u>市長公室</u>、総務部、福祉部、本部事務局）は、り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。</p>	<p>2章 3節 第5 2 275頁</p>	<p>第4 (略) 第5 被害調査 1 (略) 2 被害家屋の調査 (略) (1)～(5) (略) (6) り災証明に関する広報 市（<u> </u>総務部、福祉部、本部事務局）は、り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 4節 第1 2 301頁	<p>第4節 避難対策 第1 避難指示、緊急安全確保 1 (略) 2 実施基準 災害対策本部（本部員）は、次の実施基準に基づいて避難の指示等を行う。 なお、高齢者等の<u>要援護者（要配慮者）</u>が利用する施設、住宅に近接する危険箇所から優先して伝達する。</p>	3章 4節 第1 2 301頁	<p>第4節 避難対策 第1 避難指示、緊急安全確保 1 (略) 2 実施基準 災害対策本部（本部員）は、次の実施基準に基づいて避難の指示等を行う。 なお、高齢者等の<u>要援護者</u>が利用する施設、住宅に近接する危険箇所から優先して伝達する。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考														
<p>3章 8節 第1 4・5 326・ 327頁</p> <p>3章 8節 第2 1 327頁</p>	<p>4 生活支援 市（福祉部）は、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、身体障害者福祉協会、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、ボランティア及び県などと協力して、在宅及び避難所の<u>要援護者（要配慮者）</u>のニーズを調査するとともに、必要な福祉サービスを提供する。 (1)～(4)（略）</p> <p>5 すまい支援 (略) (1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造（段差の解消、授乳室の確保等）、設備（洋式トイレ等）について、可能な限り、高齢者、障害のある方等の<u>要援護者（要配慮者）</u>の状況や利便性に配慮する。</p> <p>第2 外国人への情報伝達等</p> <table border="1" data-bbox="197 834 1079 978"> <tr> <td rowspan="3">担当</td> <td>市</td> <td><u>市長公室</u></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>国際交流協会</td> </tr> </table> <p>1 外国人への支援 市（<u>市長公室</u>）は、県、関係団体等と協力して、市内の外国人、訪日外国人の被災情報の把握に努めるとともに、にしわき防災ネット等を活用した外国語による緊急情報の提供及び相談に努める。</p> <p>第9節（略）</p>	担当	市	<u>市長公室</u>	関係機関	県	関係団体	国際交流協会	<p>3章 8節 第1 4・5 326・ 327頁</p> <p>3章 8節 第2 1 327頁</p>	<p>4 生活支援 市（福祉部）は、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、身体障害者福祉協会、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、ボランティア及び県などと協力して、在宅及び避難所の<u>要援護者</u>のニーズを調査するとともに、必要な福祉サービスを提供する。 (1)～(4)（略）</p> <p>5 すまい支援 (略) (1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造（段差の解消、授乳室の確保等）、設備（洋式トイレ等）について、可能な限り、高齢者、障害のある方等の<u>要援護者</u>の状況や利便性に配慮する。</p> <p>第2 外国人への情報伝達等</p> <table border="1" data-bbox="1220 834 2103 978"> <tr> <td rowspan="3">担当</td> <td>市</td> <td><u>総務部</u></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>国際交流協会</td> </tr> </table> <p>1 外国人への支援 市（<u>総務部</u>）は、県、関係団体等と協力して、市内の外国人、訪日外国人の被災情報の把握に努めるとともに、にしわき防災ネット等を活用した外国語による緊急情報の提供及び相談に努める。</p> <p>第9節（略）</p>	担当	市	<u>総務部</u>	関係機関	県	関係団体	国際交流協会	
担当	市		<u>市長公室</u>															
	関係機関		県															
	関係団体	国際交流協会																
担当	市	<u>総務部</u>																
	関係機関	県																
	関係団体	国際交流協会																

頁	修正後	頁	備考																		
3章 10節 第1 1 330頁	<p>第10節 災害情報等の提供と相談活動</p> <table border="1" data-bbox="197 309 1077 459"> <tr> <td>担</td> <td>市</td> <td>市長公室、福祉部、応援部</td> </tr> <tr> <td>当</td> <td>関係機関</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係団体</td> <td>報道機関</td> </tr> </table> <p>第1 災害広報 1 広報の内容</p> <p>市（<u>市長公室</u>、応援部）は、市民に対して各種の情報を迅速かつ的確に周知するよう努める。広報に当たっては、市民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報手段、表現方法で提供するよう配慮する。広報の内容は、おおむね次のとおりである。</p> <p>（略）</p>	担	市	市長公室、福祉部、応援部	当	関係機関	県		関係団体	報道機関	<p>第10節 災害情報等の提供と相談活動</p> <table border="1" data-bbox="1218 309 2098 459"> <tr> <td>担</td> <td>市</td> <td>総務部、福祉部、応援部</td> </tr> <tr> <td>当</td> <td>関係機関</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係団体</td> <td>報道機関</td> </tr> </table> <p>第1 災害広報 1 広報の内容</p> <p>市（<u>総務部</u>、応援部）は、市民に対して各種の情報を迅速かつ的確に周知するよう努める。広報に当たっては、市民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報手段、表現方法で提供するよう配慮する。広報の内容は、おおむね次のとおりである。</p> <p>（略）</p>	担	市	総務部、福祉部、応援部	当	関係機関	県		関係団体	報道機関	
担	市	市長公室、福祉部、応援部																			
当	関係機関	県																			
	関係団体	報道機関																			
担	市	総務部、福祉部、応援部																			
当	関係機関	県																			
	関係団体	報道機関																			

頁	修正後	頁	現 行	備考																																																				
3章 10節 第1 2・3 331頁	<p>2 広報の方法 (略)</p> <table border="1" data-bbox="181 308 1077 979"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>方法</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>広報車による巡回広報</td> <td>市（<u>市長公室</u>）、消防団、警察署</td> </tr> <tr> <td>一斉ファックス</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>にしわき防災ネットメール配信</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>放送事業者による放送</td> <td>放送事業者</td> </tr> <tr> <td>更新系</td> <td>ホームページへの掲載</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">紙面系</td> <td>広報臨時号の発行</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>チラシ等の配布</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>新聞記事</td> <td>報道機関</td> </tr> <tr> <td>公共掲示板</td> <td>市（<u>市長公室</u>）、各施設管理者</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 広報体制</p> <p>(1) 災害広報責任者 市（<u>市長公室</u>）は、<u>市長公室長</u>を災害広報責任者とし、市（各部）が作成する広報資料を統括する。</p> <p>(2) 広報資料の収集 市（<u>市長公室</u>）は、市（各部）からの情報、関係機関からの情報を速やかに収集するなど、迅速かつ正確な情報把握に努める。</p>	種別	方法	所管	同報系	防災行政無線	市（ <u>市長公室</u> ）	広報車による巡回広報	市（ <u>市長公室</u> ）、消防団、警察署	一斉ファックス	市（ <u>市長公室</u> ）	にしわき防災ネットメール配信	市（ <u>市長公室</u> ）	放送事業者による放送	放送事業者	更新系	ホームページへの掲載	市（ <u>市長公室</u> ）	紙面系	広報臨時号の発行	市（ <u>市長公室</u> ）	チラシ等の配布	市（ <u>市長公室</u> ）	新聞記事	報道機関	公共掲示板	市（ <u>市長公室</u> ）、各施設管理者	3章 10節 第1 2・3 331頁	<p>2 広報の方法 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1202 308 2098 979"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>方法</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>広報車による巡回広報</td> <td>市（<u>総務部</u>）、消防団、警察署</td> </tr> <tr> <td>一斉ファックス</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>にしわき防災ネットメール配信</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>放送事業者による放送</td> <td>放送事業者</td> </tr> <tr> <td>更新系</td> <td>ホームページへの掲載</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">紙面系</td> <td>広報臨時号の発行</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>チラシ等の配布</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>新聞記事</td> <td>報道機関</td> </tr> <tr> <td>公共掲示板</td> <td>市（<u>総務部</u>）、各施設管理者</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 広報体制</p> <p>(1) 災害広報責任者 市（<u>総務部</u>）は、<u>総務部長</u>を災害広報責任者とし、市（各部）が作成する広報資料を統括する。</p> <p>(2) 広報資料の収集 市（<u>総務部</u>）は、市（各部）からの情報、関係機関からの情報を速やかに収集するなど、迅速かつ正確な情報把握に努める。</p>	種別	方法	所管	同報系	防災行政無線	市（ <u>総務部</u> ）	広報車による巡回広報	市（ <u>総務部</u> ）、消防団、警察署	一斉ファックス	市（ <u>総務部</u> ）	にしわき防災ネットメール配信	市（ <u>総務部</u> ）	放送事業者による放送	放送事業者	更新系	ホームページへの掲載	市（ <u>総務部</u> ）	紙面系	広報臨時号の発行	市（ <u>総務部</u> ）	チラシ等の配布	市（ <u>総務部</u> ）	新聞記事	報道機関	公共掲示板	市（ <u>総務部</u> ）、各施設管理者	
種別	方法	所管																																																						
同報系	防災行政無線	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	広報車による巡回広報	市（ <u>市長公室</u> ）、消防団、警察署																																																						
	一斉ファックス	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	にしわき防災ネットメール配信	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	放送事業者による放送	放送事業者																																																						
更新系	ホームページへの掲載	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
紙面系	広報臨時号の発行	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	チラシ等の配布	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	新聞記事	報道機関																																																						
	公共掲示板	市（ <u>市長公室</u> ）、各施設管理者																																																						
種別	方法	所管																																																						
同報系	防災行政無線	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	広報車による巡回広報	市（ <u>総務部</u> ）、消防団、警察署																																																						
	一斉ファックス	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	にしわき防災ネットメール配信	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	放送事業者による放送	放送事業者																																																						
更新系	ホームページへの掲載	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
紙面系	広報臨時号の発行	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	チラシ等の配布	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	新聞記事	報道機関																																																						
	公共掲示板	市（ <u>総務部</u> ）、各施設管理者																																																						

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>3章 10節 第1 4 331・ 332頁</p>	<p>4 報道機関への対応</p> <p>(1) 記者発表 市（市長公室）は、災害プレスセンターを設置し、「市政記者クラブ」を通じて報道機関に発表する。記者発表は、原則として本部長が行い、一定期間、毎日とする。 また、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び災害対策の状況などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用に努める。</p> <p>(2) 報道要請 市（市長公室）は、災害に関する通知、要請、伝達等の必要が生じた場合、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関へ報道要請を行う。なお、放送局を利用する場合、次に掲げる事項を明らかにして県を通じて行い、県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送局に対して放送要請を行うものとされている。 ①～④ （略）</p> <p>(3) 緊急警報放送の要請 市（市長公室）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条に基づいた無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第 138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。</p> <p>第11節 （略）</p>	<p>3章 10節 第1 4 331・ 332頁</p>	<p>4 報道機関への対応</p> <p>(1) 記者発表 市（総務部）は、災害プレスセンターを設置し、「市政記者クラブ」を通じて報道機関に発表する。記者発表は、原則として本部長が行い、一定期間、毎日とする。 また、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び災害対策の状況などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用に努める。</p> <p>(2) 報道要請 市（総務部）は、災害に関する通知、要請、伝達等の必要が生じた場合、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関へ報道要請を行う。なお、放送局を利用する場合、次に掲げる事項を明らかにして県を通じて行い、県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送局に対して放送要請を行うものとされている。 ①～④ （略）</p> <p>(3) 緊急警報放送の要請 市（総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条に基づいた無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第 138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。</p> <p>第11節 （略）</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考																								
<p>3章 12節 335頁</p> <p>3章 12節 第2 9 337頁</p> <p>3章 17節 346頁</p>	<p>第12節 廃棄物対策</p> <table border="1" data-bbox="197 309 1084 491"> <tr> <td>市</td> <td>くらし安心部、建設水道部、本部事務局、<u>市長公室</u></td> </tr> <tr> <td>担当 関係機関</td> <td>県、西脇多可行政事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td></td> </tr> </table> <p>第1 (略) 第2 災害ごみ処理対策 1～8 (略) 9 広報 市 (<u>市長公室</u>) は、ごみの収集・運搬・処理を円滑に行うため、市民に対して次の広報を行う。</p> <p>第13節～第16節 第17節 ライフラインの応急対策</p> <table border="1" data-bbox="197 943 1084 1236"> <tr> <td>市</td> <td>建設水道部、本部事務局、都市経営部</td> </tr> <tr> <td>担当 関係機関</td> <td>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u></td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>伊丹産業株式会社、有限会社保安センター東播</td> </tr> </table> <p>第1 (略)</p>	市	くらし安心部、建設水道部、本部事務局、 <u>市長公室</u>	担当 関係機関	県、西脇多可行政事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合	関係団体		市	建設水道部、本部事務局、都市経営部	担当 関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>	関係団体	伊丹産業株式会社、有限会社保安センター東播	<p>3章 12節 335頁</p> <p>3章 12節 第2 9 337頁</p> <p>3章 17節 346頁</p>	<p>第12節 廃棄物対策</p> <table border="1" data-bbox="1218 309 2105 491"> <tr> <td>市</td> <td>くらし安心部、建設水道部、本部事務局、<u>総務部</u></td> </tr> <tr> <td>担当 関係機関</td> <td>県、西脇多可行政事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td></td> </tr> </table> <p>第1 (略) 第2 災害ごみ処理対策 1～8 (略) 9 広報 市 (<u>総務部</u>) は、ごみの収集・運搬・処理を円滑に行うため、市民に対して次の広報を行う。</p> <p>第13節～第16節 第17節 ライフラインの応急対策</p> <table border="1" data-bbox="1218 943 2105 1236"> <tr> <td>市</td> <td>建設水道部、本部事務局、都市経営部</td> </tr> <tr> <td>担当 関係機関</td> <td>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>伊丹産業株式会社、有限会社保安センター東播</td> </tr> </table> <p>第1 (略)</p>	市	くらし安心部、建設水道部、本部事務局、 <u>総務部</u>	担当 関係機関	県、西脇多可行政事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合	関係団体		市	建設水道部、本部事務局、都市経営部	担当 関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社	関係団体	伊丹産業株式会社、有限会社保安センター東播	
市	くらし安心部、建設水道部、本部事務局、 <u>市長公室</u>																											
担当 関係機関	県、西脇多可行政事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合																											
関係団体																												
市	建設水道部、本部事務局、都市経営部																											
担当 関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>																											
関係団体	伊丹産業株式会社、有限会社保安センター東播																											
市	くらし安心部、建設水道部、本部事務局、 <u>総務部</u>																											
担当 関係機関	県、西脇多可行政事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合																											
関係団体																												
市	建設水道部、本部事務局、都市経営部																											
担当 関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社																											
関係団体	伊丹産業株式会社、有限会社保安センター東播																											

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 17節 第2 3 349頁	<p>第2 ガスの確保</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 有限会社保安センター東播</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 応急対策の実施</p> <p>①～③</p> <p>④ 高齢者等要援護者(要配慮者)対策</p> <p>LPガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害のある人等の家庭を調査し、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。</p>	3章 17節 第2 3 349頁	<p>第2 ガスの確保</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 有限会社保安センター東播</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 応急対策の実施</p> <p>①～③</p> <p>④ 高齢者等要援護者対策</p> <p>LPガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害のある人等の家庭を調査し、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。</p>	